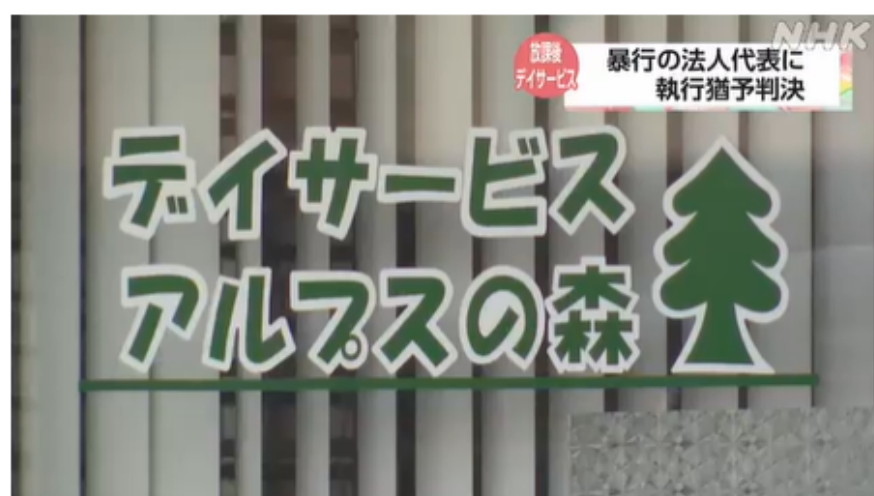


放課後デイ代表に懲役1年2か月 執行猶予3年判決 大阪地裁

09月09日 12時07分



障害のある子どもたちを預かる「放課後等デイサービス」を運営する法人の代表が、利用者の子どもに暴行を加えた罪に問われた裁判で大阪地方裁判所は、「障害の特性を把握して適切に対応すべきだった」などとして懲役1年2か月、執行猶予3年の判決を言い渡しました。

大阪・吹田市にある放課後等デイサービスの施設「アルプスの森」を運営する法人の代表、宇津慎史被告（61）は、管理責任者である兄とともに去年（令和5年）、施設に通っていた2人の子どもの頭を殴ったり、髪をつかんで頭突きをしたりしたなどとして、暴行などの罪に問われました。

これまでの裁判で、検察は「子どもから物を投げられたことなどに腹を立てて暴行を加えた」などと主張していました。

9日の判決で、大阪地方裁判所の中井太郎裁判官は、「子どもの言動は障害の影響によるもので、事業所の代表なら特性を把握して適切に対応すべきだった。短期間に暴行を繰り返し、常習的で悪質だ」などと指摘し懲役1年2か月、執行猶予3年を言い渡しました。

この施設では、利用者の男子中学生が送迎車から降りたあとに川で死亡したことをめぐって宇津被告の兄が、安全管理を怠ったとして業務上過失致死の罪に問われています。